

# 令和6年2月市議会建設水道委員会資料

## 所管事項調査

国の水道行政の移管に伴う長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

## 目次

ページ

1 条例改正の背景（国の水道整備・管理行政の移管）	2
2 条例改正の概要	3
(1) 改正理由	
(2) 改正する条例	
(3) 改正内容	
(4) 施行期日	
(5) 新旧対照表	
(6) 関係法令	

上下水道局  
令和6年2月

# 1 条例改正の背景（国の水道整備・管理行政の移管について）

## (1) 関係法令の改正について

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」により水道法等の関係法令が改正され、「水道整備・管理行政の機能強化」が図られた（令和6年4月1日付け施行）。

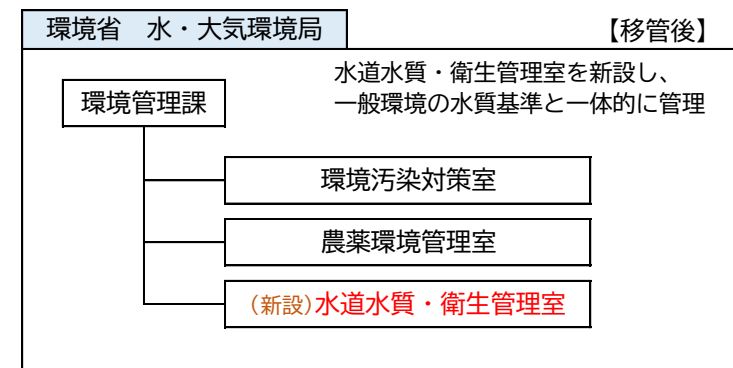
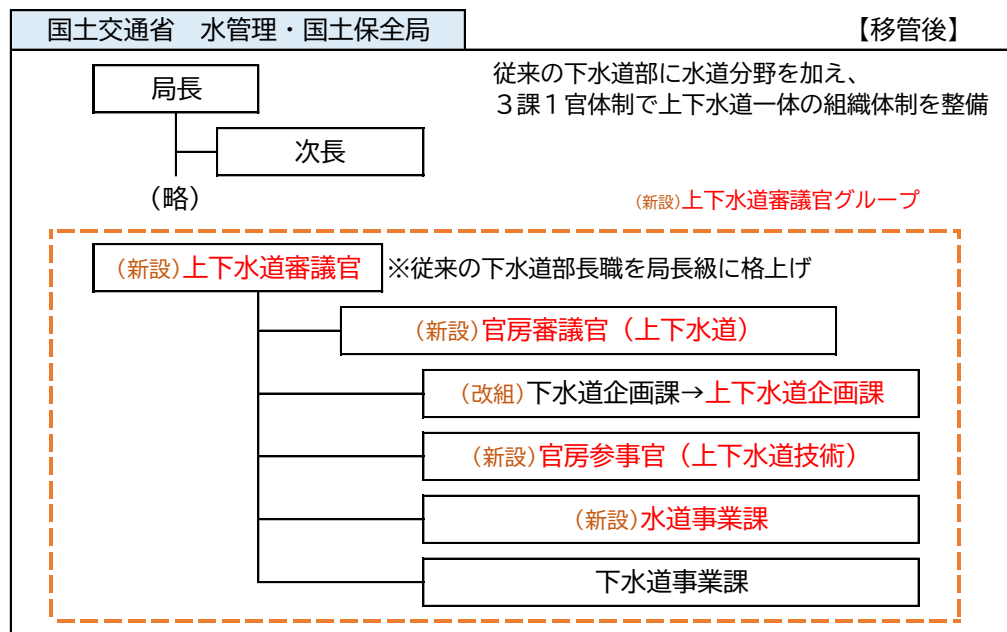
## (2) 水道整備・管理行政の機能強化について

① 近年の水道整備・管理行政においては、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化、水道施設の老朽化・耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応等の課題に取り組むことが強く求められていることから、社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に移管し、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進める。

② 水道整備・管理行政の業務のうち、水質又は衛生に関する水道行政については、河川等の環境中の水質に関する専門的な能力・知見を有する環境省に移管することにより、水質管理に関する調査・研究の充実等、水質や衛生の面でも機能強化を図る。

	①水道整備・管理行政（右記以外）	②水質又は衛生に関する水道行政
事務の具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道基盤の強化のための基本方針の策定</li> <li>水道事業等の認可、改善指示、報告徴収・立入検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水質基準の策定</li> <li>水道事業者が実施する水質検査の方法の策定</li> </ul>
所管	厚生労働大臣 → 国土交通大臣	厚生労働大臣 → 環境大臣

## (3) 国の組織体制の見直し



## 2 条例改正の概要

### (1) 改正理由

前述の国の水道行政の移管に伴い、水道法施行規則の一部改正が今後予定されていることから、当該規則を引用している下記の条例について、関係条文の整理をする必要がある。

この水道法施行規則の一部改正については、予算関連の改正も含まれることから、国の令和6年度予算の成立後、今年度末日までに公布されることが示されているため、当該規則が公布されたのち、本市条例の専決処分を行うもの。

### (2) 改正する条例

長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

### (3) 改正内容

水道法施行規則の一部改正部分を引用している条文について、次のとおり整備する。

改正後	改正前
国土交通大臣及び環境大臣	厚生労働大臣

※水道法施行規則第14条第3号を引用

### (4) 施行期日

令和6年4月1日（水道法施行規則の一部改正と同日）

### (5) 新旧対照表

○長崎市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例

改正後	改正前
(水道技術管理者の資格) 第11条 水道法第19条第3項の規定に基づき条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <b>国土交通大臣及び環境大臣</b> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	(水道技術管理者の資格) 第11条 水道法第19条第3項の規定に基づき条例で定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) <b>厚生労働大臣</b> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

### (6) 関係省令

○水道法施行規則(令和6年4月1日付け施行予定)

(水道技術管理者の資格) 第十四条 令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。 一・二 略 三 <b>厚生労働大臣 国土交通大臣及び環境大臣</b> の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習(以下「登録講習」という。)の課程を修了した者
---